

平成26年5月13日

丹波市有償運送運営協議会

会長 長 田 貴 様

特定非営利活動法人 鴨庄

理事長

運営協議会の合意申請書の提出について

道路運送法第79条の6に基づく自家用有償運送の更新にあたり、丹波市有償運送運営協議会の合意を得たいので、下記のとおり、関係書類を申請いたします。

記

(提出書類)

No.	必 要 書 類	備考
1	自家用有償旅客運送の更新の登録	様式第1-2号
2	自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類	
3	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	様式第4号
4	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
5	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第4号
6	登録証の写し	
7	運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	自動車共済証書の写し
8	資料「鴨庄ふれあいバス」	様式任意
9	資料「鴨庄ふれあいバス利用者数」	様式任意
10	資料「鴨庄ふれあいバス運行路線図」	様式任意
11	資料「鴨庄ふれあいバス運行時刻表」	様式任意

平成26年 5月 13日

神戸運輸監理部
兵庫陸運部
部長

殿

名 称 特定非営利活動法人 鴨庄
住 所 兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1
代表者の氏名 理事長

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人 鴨庄
兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1
理事長

2. 登録番号

神兵過第2号

3. 自家用有償旅客運送の種別

過疎地有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
兵庫県丹波市市島町鴨庄及び吉見地区	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
鴨庄コミュニティーセンター	兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11 人以上)	普通自動車 (乗車定員 10 人以下)	合 計 (軽)
鴨庄コミュニテ ィーセンター	所有	0	1 (0)	1 (0)
	持込	0	0 (0)	0 (0)
	合計	0	1 (0)	1 (0)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

兵庫県丹波市市島町鴨庄の住民及びその関係者

登録番号	神兵過第2号
運送主体（申請者）	特定非営利活動法人 鴨庄

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（兵庫県丹波市市島町喜多1140番地1 鴨庄コミュニティーセンター）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類
1			

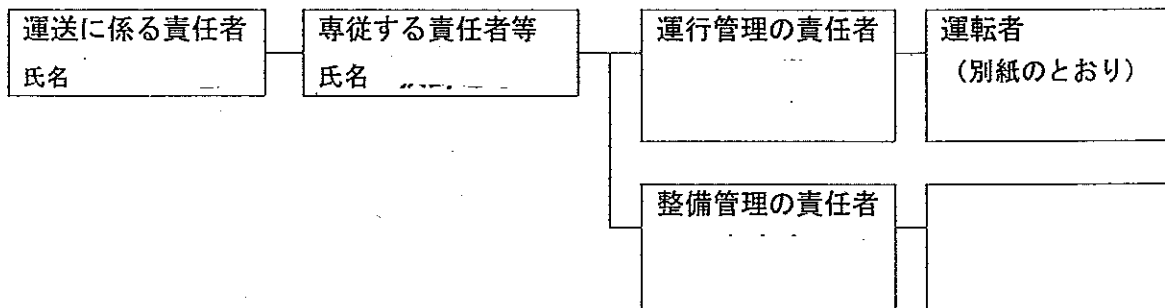
※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員11人未満の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

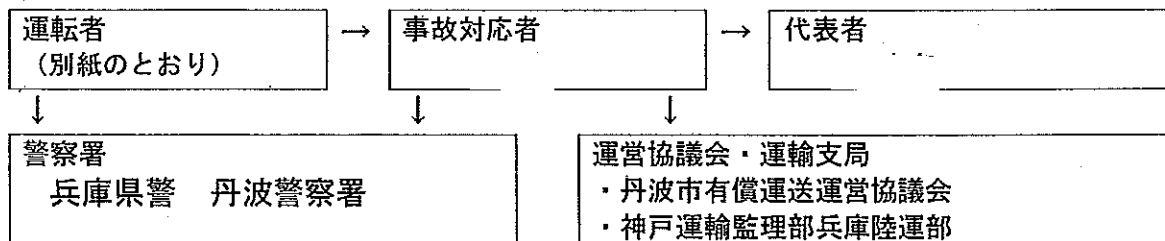
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者	苦情処理担当者
---------	---------

(51条の25関係)

運送をしようとする旅客の名簿

(過疎地有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人 鴨庄

番号	氏 名	住 所	入 会 年 月 日	備 考
1	ほか 南自治会 96世帯260人		平成21年1月30 日	
2	ほか 端自治会 38世帯109人		平成21年1月30 日	
3	ほか 喜多自治会102世帯277人		平成21年1月30 日	
4	ほか 岩戸自治会 33世帯105人		平成21年1月30 日	
5	ほか 上牧自治会 93世帯260人		平成21年1月30 日	
6	ほか 北奥自治会114世帯306人		平成21年1月30 日	
7	ほか 戸平自治会 17世帯 40人		平成21年1月30 日	
8	ほか 柊自治会 57世帯181人		平成21年1月30 日	
計	550世帯1538人			

(世帯・人数は平成26年3月31日現在)



自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神戸過第 2 号

2. 登録の有効期間

平成23年6月25日 から 平成26年6月24日

3. 名称、住所、代表者氏名

特定非営利活動法人 鴨庄
丹波市市島町喜多1140番地1
理事長

4. 自家用有償旅客運送の種別

過疎地有償運送

5. 運送の区域

丹波市市島町鴨庄

6. 登録に付す条件

別紙

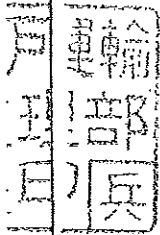
平成 23 年 6 月 2 日

神戸運輸監理部長 関元 貫至



6. 登録に付す条件

- (イ) 運転者要件を備えていない者を運転させてはならない。
- (ロ) 運送の区域は、丹波市のうち鴨庄地区とし、運送の区域を見直す場合(減少する場合を除く。)は、再度運営協議会における合意を必要とするものとする。
- (ハ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者の年齢条件等」に該当しない運転者がいる場合には、当該運転者が条件等に達することとなるまでは当該車両を運転させないこと。



業務実施状況

1 主たる事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置
鴨庄コミュニティセンター	兵庫県丹波市市島町喜多1140の1

2 事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の数及びその種類ごとの数

事業所の名称	所有区分	バス (乗車定員11名以上)	普通自動車 (乗車定員10名以下)	合計
鴨庄コミュニティセンター	所有	0	1	1
	持込	0	0	0

自動車の明細

種別	用途	自家用事業用の	車体の形状	乗車定員	総排気量
普通	乗用	自家用	ステーションワゴン	8人	2.69ℓ

保管場所及び標章番号

保管場所	保管場所標章番号
丹波ひかみ農協 (元鴨庄支店倉庫一部)	90007650

3 運行の状況

運行者	特定非営利活動法人 鴨庄 理事長 安達義憲
自家用有償旅客運送の種別	過疎地有償運送
運行概要	① 運行日 月曜、水曜、金曜の週3回 ② 運行時間 始発の9時から最終発11時の利用客の送りが完了するまで ③ 運休日 (1)祝祭日と重なる場合 (2)年末年始、お盆 (3)運行責任者がやむえを得ない事情等により判断した場合 ④ 運行方法 定時定路線方式(バス停の配置と時刻表による運行) ⑤ 主要な行先 吉見地区の三ツ丸ストアを終点 ⑥ 有償運送 平成21年8月から、乗降毎200円 (但し、小学生までは無料) ⑦ その他 安全な運転のため確認の記録及び乗務記録等の実施

(単位:人)

	平成25年度(但し、H26/3月末現在)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~3月計
延べ利用者数	184	220	168	199	185	169	179	168	173	129	134	174	2,082
運行日数	12	12	13	13	12	11	11	12	11	8	8	11	134
1日平均利用者数	15.3	18.3	12.9	15.3	15.4	15.3	16.2	14	15.7	16.1	16.7	15.8	15.5
運行キロ数	605	680	655	691	619	612	651	657	661	464	442	586	7,323
1日平均運行キロ数	50.4	56.6	50.3	53.1	51.8	55.6	59.1	54.7	60.0	58.0	55.2	53.2	54.6

(単位:人)

(参考)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年度別延べ利用者数	2,425	2,554	2,402	2,225	2,416	2,082

鴨庄ふれあいバス

時刻表

平成26年3月現在

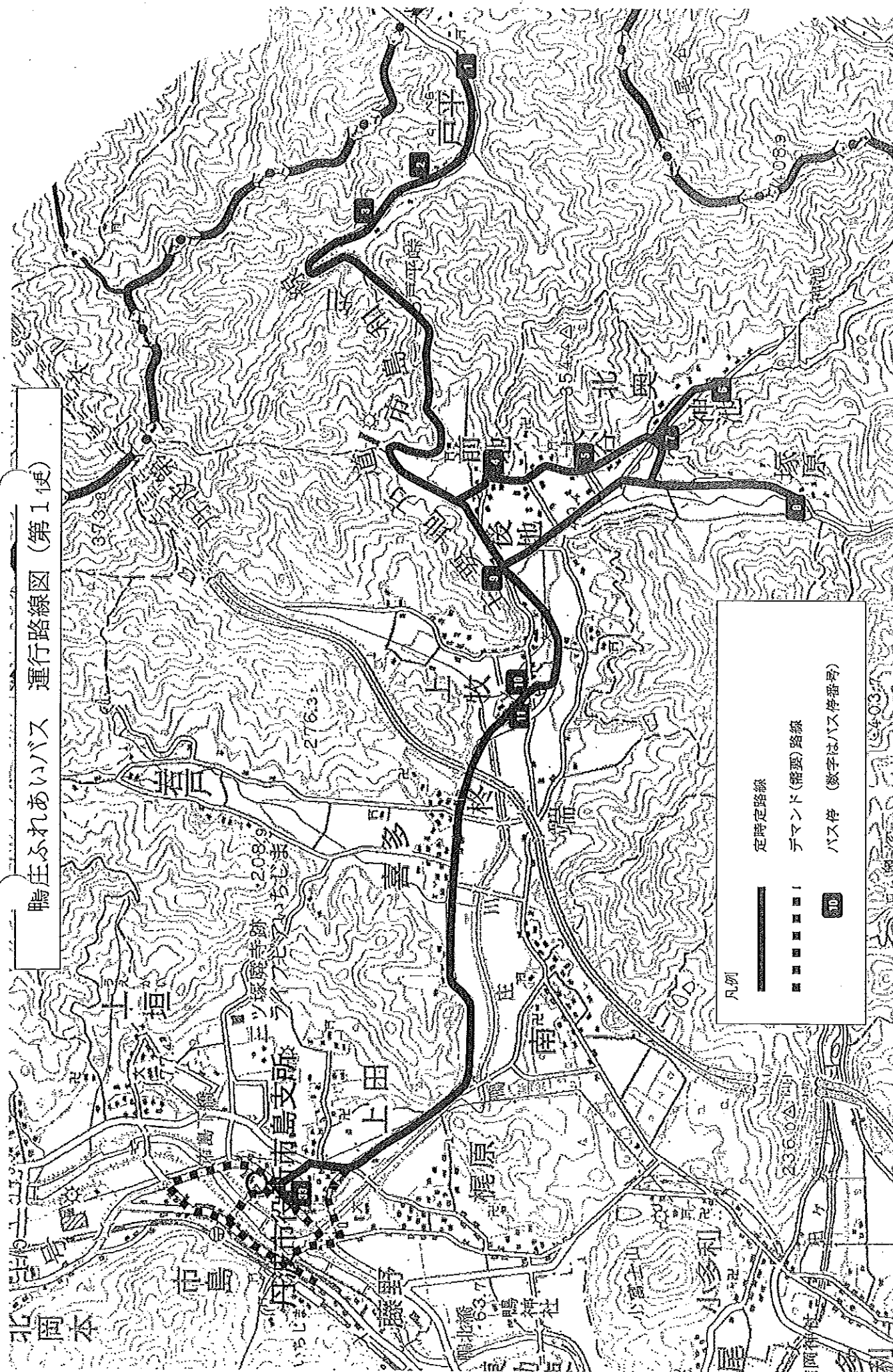
			経路と停留所名・番号	予定時刻	備考
1便バス	鴨庄地区	戸平	1 永井修宅前	9:00	
			2 戸平公民館前	9:00	
			3 一色弘宅倉庫前	9:00	
		北奥	4 荻野昌美宅倉庫前	9:05	
			5 末谷公民館前	9:05	
			6 神池公民館前	9:10	
			7 芦田嘉春宅前	9:10	
			8 大槻成樹宅倉庫前	9:10	
			9 カドノブラシ前	9:15	
		上牧	10 鴨庄郵便局・診療所前	9:15	
			11 元JA鴨庄店前	9:15	
	吉見地区	市島	- JR市島駅前	9:20	利用者の希望方面へ迂回します。
			- 市島郵便局前	9:20	
			- JAひかみ市島支店	9:20	
			- 丹波市役所市島支所前	9:20	
			33 三ツ丸ストア	9:25	終点
2便バス	鴨庄地区	南	12 大長重雄宅前	9:35	
			13 南公民館前	9:35	
			14 知乃神社前	9:35	
		端	15 高架下	9:35	
			16 端公民館前	9:35	
		上牧	17 牧南・四ツ辻	9:40	
			18 岩倉・地蔵前	9:40	
		北奥	19 北奥公民館前	9:45	
			20 百木英孝宅前	9:45	
			10 鴨庄郵便局・診療所前	9:45	
		上牧	11 元JA鴨庄店前	9:45	
			21 やまく前	9:45	
			22 安達直志宅前	9:45	
			23 木寺正宅前	9:50	
			24 安達康良宅前	9:50	
			25 上地・薬師堂前	9:50	
		岩戸	26 塩谷光雄宅前	9:50	
			27 奥地蔵前	9:55	
			28 大槻勉宅前	9:55	
		喜多	29 永井秀樹宅前	9:55	
			30 喜多・地蔵前	10:00	
			31 喜多公民館前	10:00	
			32 高見種雄宅前	10:00	
	吉見地区	市島	- JR市島駅前	10:05	利用者の希望方面へ迂回します。
			- 市島郵便局前	10:05	
			- JAひかみ市島支店	10:05	
			- 丹波市役所市島支所前	10:05	
			33 三ツ丸ストア	10:10	終点

帰路出発時刻(三ツ丸ストア発)

1便バス 10時15分発

2便バス 11時00分発

鴨庄ふれあいバス 運行路線図 (第1便)



[illegible]

バス停 (数)バス停種別(号)

鴨庄ふれあいバス、活動写真



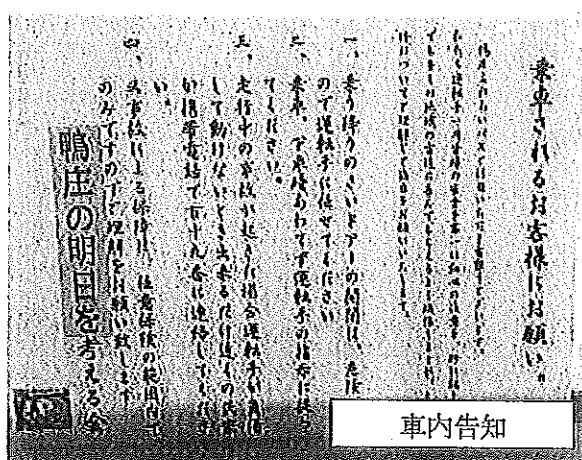
車両



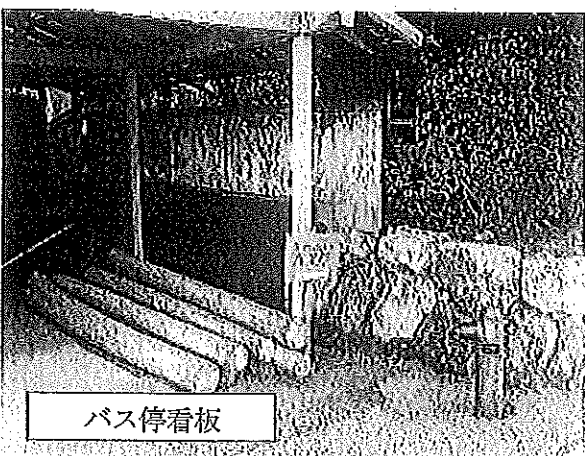
車両



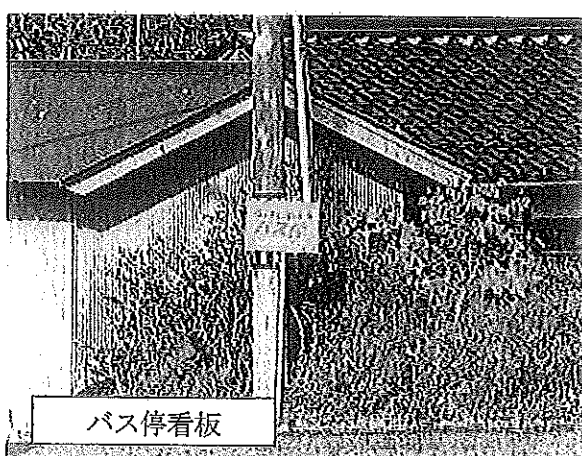
車内告知



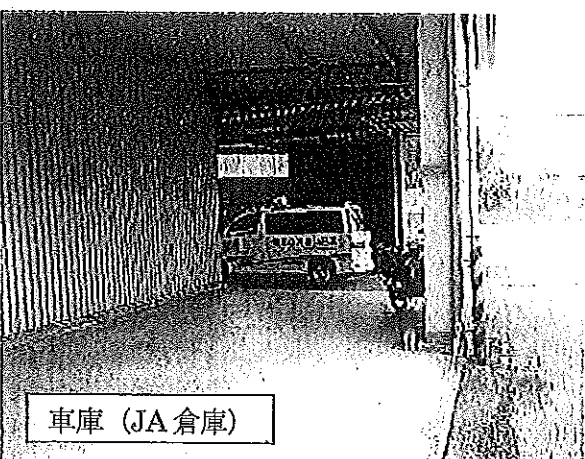
車内告知



バス停看板



バス停看板



車庫 (JA 倉庫)

過疎地有償運送 申請要件

No.	項 目		ガイドライン等で示されている要件	事務局 確認
1	目	的	地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するため。	
2	定	義	タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる地域において、NPO法人等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して当該会員に対して行う運送サービス。	
3	運	送 主 体	NPO 法人、農業協同組合、消費者生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所	○
4	運 送 対 象	対 象	道路運送法施行規則第 49 条第 2 号及び関係通達に規定する、当該地域の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者、及びその同伴者であること。	○
		形 態	運送の発地または着地のいずれかが丹波市の行政区域内にあること。	○
5	車 両	使用車両	自家用自動車の種類は、次のとおりとする。 (1) バス（乗車定員 11 人以上の自動車） (2) 普通自動車（乗車定員 11 人未満の自動車） なお、(2) の普通自動車にあつては、やむを得ない場合を除き乗用自動車とする。	○
		使用権原	使用する車両は、運送主体が使用権原を有するものに限る。 使用権原を証する書類は、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と運送主体との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。 なお、当該契約書又は使用承諾書は、使用権原及び運送に伴う責任が運送主体にあることを定めたものであること。	○
6	運	転 者	道路交通法に規定する第 2 種運転免許を受けており、かつその効力が停止されていない者、又は第 1 種運転免許を受けており、かつその効力が過去 2 年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者。 (1) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。 (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして、国土交通大臣が認める要件を備えていること。	○
7	損	害 賠 償 措 置	運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険等（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること、又はその計画があること。（補償金額は、兵庫県基準。） 有償運送の登録後において、保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないこと。	○
8	運	送 の 対 価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね 2 分の 1 を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。	○

9	管 理 運 営 体 制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制、その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が整えられていること。	○
10	運行管理責任者	運行管理に係る責任者を設けていること。 なお、配置する自動車の数が乗車定員 11 人以上の車両にあつては 1 両、乗車定員 11 人未満の車両にあつては 5 両以上となる事務所の場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 2 項に規定された運行管理責任者を置くこと。	○
11	法 令 遵 守	申請者の役員全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までの欠格事由に該当しない者であること。	○

自家用（福祉、過疎地）有償運送 運行遵守規程

No.	項 目	実 施 事 項
1	運転者（共通） （道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 2 項）	事故を惹き起こした運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。 また、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならない。
1-1	運転者（福祉有償） （道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 3 項）	福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、次の要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。 ・ 社会福祉士又は介護福祉士 ・ 国土交通大臣が認定する講習を終了していること。
2	運行管理（共通） （道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 2 項）	配置する自動車の数により、必要となる運行管理責任者を選任すること。 また、運行管理責任者がやむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。
3	運行管理責任者の業務（共通） （道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 3 項）	・ 要件を備えない者に運転させないこと。 ・ 事故を惹き起こした運転者に、適性診断を受けさせること。 ・ 安全な運転のための確認を行い、指示を与え、記録し、その記録を保存すること。 ・ 運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。 ・ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。 ・ 事故の記録を作成し、その記録を保存すること。 ・ その他運行の安全を確保するために、必要な業務を行うこと。
4	安全な運転（共通） （道路運送法施行規則第 51 条の 18 第 1 項）	乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。 参考様式第 8 号（福祉有償運送にあつては参考様式第 8 号）を参考に、運送者において書式を定め、運転者に対して行う確認、指示を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 なお、運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努め、対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備すること。
5	乗務記録（共通） （道路運送法施行規則第 51 条の 18 第 2 項）	参考様式第 8 号（福祉有償運送にあつては参考様式第 2 号）を参考に、運送者において書式を定め、乗務内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
6	運転者台帳（共通） （道路運送法施行規則第 51 条の 19 第 1 項）	参考様式第 2 号（福祉有償運送にあつては参考様式第 6 号）を参考に、運送者において書式を定め、運転者ごとに運転者台帳を作成し、これを事務所に備えておかなければならない。 運転者でなくなった場合は、その日と理由を運転者台帳に記載し、2 年間保存しなければならない。

7	運転者証（共通） （道路運送法施行規則第51条の19第3項）	参考様式第ホ号（福祉有償運送にあつては参考様式第ヘ号）を参考に、運送者において書式を定め、運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、運転者の身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。
8	事故記録（共通） （道路運送法施行規則第51条の21第2項）	参考様式第ハ号（福祉有償運送にあつては参考様式第ト号）を参考に、運送者において書式を定め、事故が発生した場合、その内容を記録し、2年間保存しなければならない。
9	損害賠償措置（共通） （道路運送法施行規則第51条の22）	有償運送の登録後において、保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならない。
10	有償車両の車外表示 （共通） （道路運送法施行規則第51条の23）	有償運送の登録を受けた車両であることを明示するため、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示すること。 ・運送主体の名称 ・「有償運送車両」の文字 ・運輸局の登録番号 ※文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする ※文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5cm以上とする。 ※登録証の写しを必ず自動車に備えておくこと。
11	有償車両の車内表示 （共通） （道路運送法施行規則第51条の24）	車内に次の事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。 ・運送主体の名称 ・運転者の氏名 ・自動車登録番号 ・旅客から収受する対価に関すること
12	旅客の名簿（共通） （道路運送法施行規則第51条の25）	参考様式第イ号（福祉有償運送にあつては参考様式第イ号並びに第ロ号）を参考に、運送者において書式を定めて、旅客の名簿を作成し、これを事務所に備えておかなければならない。 名簿の作成管理にあたっては、個人情報の保護の観点から、適切に管理すること。
13	苦情記録（共通） （道路運送法施行規則第51条の26第2項）	参考様式第ト号（福祉有償運送にあつては参考様式第チ号）を参考に、運送者において書式を定め、苦情の申出を受け付けた場合、その内容を記録し、1年間保存しなければならない。